

4. (1) 自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期) 規定

1. (預金の支払時期等)

自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、通帳 (証書) 記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

また、個人の取引において預入日の 1 年後の応当日の翌日以後の日を満期日としたこの預金については、預入日の 1 年後の応当日以後であれば、この預金の一部 (1 円単位) について引出し (以下「一部引出」といいます。) することができます。

2. (利息)

【ア. 預入期間 1 か月以上 3 年未満もの場合】

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳 (証書) 記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日の 1 年後の応当日 (以下「中間利払日」といいます。) 以後に預入日から預入日の 1 年後の応当日の前日までの日数および通帳 (証書) 記載の中間利払利率による中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下、「自由金利型 2 年定期預金 (M型)」といいます。) に限り、中間払利息を定期預金とすることもできます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳 (証書) とともに提出してください。

B. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳 (証書) とともに提出してください。

C. 定期預金とする場合には、当行所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型 2 年定期預金 (M型) と満期日を同一にする預入期間 1 年の自由金利型定期預金 (M型) (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、その利率は、中間利払日における店頭表示の利率を適用します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を共通規定 8. (1) により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3) の規定により解約する場合、または一部引出の場合には、その利息は、預入日から解約日 (一部引出日、以下「解約日」といいます。) の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率) によって計算し、この預金 (一部引出預金) とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額とその預入期間に応じた次の利率 (この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率) により計算した利息額との差額 (この預金の一部につき解約する場合には、一部解約元金金額に対応する金額の差額) を精算します。

① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

C. 1 年以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

② 預入日の 2 年後の応当日から預入日の 3 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%

- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- E. 2 年以上 3 年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

【イ. 預入期間 3 年、4 年、5 年ものの複利型の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法により計算し、満期日にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合、または一部引出の場合には、その利息は、預入日から解約日（一部引出日、以下「解約日」といいます。）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって 6 か月複利の方法により計算し、この預金（一部引出預金）とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

① 預入期間 3 年もの場合

- A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

② 預入期間 4 年もの場合

- A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- G. 3 年以上 4 年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

③ 預入期間 5 年もの場合

- A. 6 か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
- B. 6 か月以上 1 年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- C. 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×10%
- D. 1 年 6 か月以上 2 年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%
- E. 2 年以上 2 年 6 か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%
- F. 2 年 6 か月以上 3 年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%
- G. 3 年以上 4 年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%
- H. 4 年以上 5 年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

【ウ. 預入期間 3 年以上 5 年以下の単利型の場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（証書）記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日にこの預金とともに次により支払います。

- ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳（証書）記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以

後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合は、中間払利息を現金で受取ることもできます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

B. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を共通規定 8. (1)により満期日前に解約する場合および共通規定 8. (3)の規定により解約する場合、または一部引出の場合には、その利息は、預入日から解約日（一部引出日、以下「解約日」といいます。）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）によって計算し、この預金（一部引出預金）とともに支払います。

なお、一部引出後の定期預金の残額については、当初の約定利率により取扱います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）とその預入期間に応じた次の利率（この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは、解約日の普通預金利率）により計算した利息額との差額（この預金の一部につき解約する場合には、一部解約元金金額に対応する各々の金額の差額）を精算します。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%

C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%

D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×60%

F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%

C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×20%

D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×30%

E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%

G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×70%

H. 4年以上5年未満・・・・・・・・・・約定利率×80%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満・・・・・・・・・・約定利率×10%

C. 1年以上1年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×10%

D. 1年6か月以上2年未満・・・・・・・・・・約定利率×20%

E. 2年以上2年6か月未満・・・・・・・・・・約定利率×30%

F. 2年6か月以上3年未満・・・・・・・・・・約定利率×50%

G. 3年以上4年未満・・・・・・・・・・約定利率×60%

H. 4 年以上 5 年未満・・・・・・・・・・・・・約定利率×80%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

3. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記 2. アの規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として証書式の場合は預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金の元利金はこの預金とともに前記 1. の方法により支払います。ただし、中間利息定期預金をこの預金とともに前記 1. 以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳（証書）とともに提出してください。

4. (通帳（証書）の効力)

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、

(1) 通帳式の場合

通帳記載の当該預金は無効となります。

(2) 証書式の場合

証書は無効となりますので直ちに当店に返却してください。

以 上